

○渡島廃棄物処理広域連合の運営に関する規則

(平成18年2月1日規則第4号)

改正 (令和2年3月3日規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、渡島廃棄物処理広域連合の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定等)

第2条 職員の勤務時間、休暇その他運営に関し必要な事項については、次に掲げる北斗市規則の関係規定を準用する。この場合において、当該規則中「市」とあるのは「広域連合」と、「北斗市」とあるのは「渡島廃棄物処理広域連合」と、「市長」とあるのは「広域連合長」と、「清川乗降場」とあるのは「上磯駅」と、「北斗市役所前」とあるのは「富川会館前」と、「清川口駅」とあるのは「上磯駅」と読み替えるものとする。

(1) 北斗市行政手続条例施行規則（平成18年北斗市規則第6号）

(2) 北斗市聴聞規則（平成18年北斗市規則第7号）

(3) 北斗市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成18年北斗市規則第21号）

(4) 北斗市職員の育児休業等に関する規則（平成18年北斗市規則第23号）

(5) 北斗市職員の給与の支給に関する規則（平成18年北斗市規則第28号）

(6) 北斗市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成18年北斗市規則第7号）

(7) 北斗市職員の住居手当支給に関する規則（平成18年北斗市規則第30号）

(8) 北斗市通勤手当支給規則（平成18年北斗市規則第31号）

(9) 北斗市職員の管理職手当支給規則（平成18年北斗市規則第34号）

(10) 北斗市職員の寒冷地手当支給規則（平成18年北斗市規則第36号）

(11) 北斗市職員の旅費支給規則（平成18年北斗市規則第37号）

(12) 北斗市財務規則（平成18年北斗市規則第39号）

(13) 北斗市契約事務規則（平成18年北斗市規則第41号）

(14) 北斗市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和元年北斗市規則第8号。以下この条において「北斗市規則」という。）。ただし、北斗市規則別表は、次の表に読み替えるものとする。

職 種	学歴免許等	基礎号俸		上 限	
		職務の級	職務の級	職務の級	職務の級
一般事務補助	—	1	1	1	1 7
設備運転指導	—	2	1	2	1 3

(15) 北斗市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年北斗市規則第9号）

2 前項に定めるもののほか必要な事項は、北斗市の例による。

附 則

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

この規則は、令和2年4月1日から施行する